

# 交野市区長規約

## (設置)

第1条 本市は、住民自治の本旨に基づき、住民の参加による市政を運営するため、市内各地区に区長を設置する。ただし、市長が特に認めた場合は、特別な地区については区長に準ずるものを置くことができる。

2 区長を設置する地区は、下記のとおりとする。

3 区長を設置する地区割は、地区の地理的、社会的条件を尊重しつつ、住居表示（又は学区）を基本に、町、字もしくは、道路、河川、水路等の明確な境界により区画することを原則とする。

## (職務)

第2条 区長は、地区における市政と直結した各種の問題を、市と住民との間にあって調整し処理するため、主として次の業務を行う。ただし、その業務を行う方法、手段等については、地区の実情に応じて自主的に行われるものとする。

(1) 市の行う各種業務の一部の援助、協力

(2) 市から住民へ伝達する事項（広報活動、文書連絡等）の周知徹底方の協力及び援助

(3) 地区住民の要望、意見等を聴取して市への伝達

(4) 地区全体の問題についての市との連絡調整

## (市等の責務)

第3条 市及び市の関係機関は、前条各号に定める業務の円滑な推進に協力しなければならない。

## (委嘱)

第4条 区長の選任は、各地区住民の総意によって選ばれた適任者1名に市長が委嘱するものとする。ただし、区長業務協力者については、市長は、本条の規定に関わらず援助協力を求めることができる。

## (任期)

第5条 区長の任期は、各地区で決定された期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 区長が、任期途中で辞任しようとするときは、第4条に基づき速やかに後任者を市長に報告するものとする。この場合、中途就任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 区長は、後任者が就任するまでその業務を行う。

(事務報償費)

第6条 市長は、別に定める基準により毎年度区長に事務報償費を支給する。

(区長会議)

第7条 市長は、毎月1回定例区長会議を招集する。ただし、市長が必要と認めたとき、又は、区長の半数以上から要求のあったときは、臨時に区長会議を開くことができる。

第8条 この規約に定めるもののほか、区長に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

## 附 則

この規約は、昭和46年4月1日から施行する。

この規約は、昭和57年4月1日から施行する。

この規約は、平成3年10月1日から施行する。

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

## 区長を設置する地区

倉治、森、妙見坂、浜の池、寺、郡津、傍示、私市、私部、梅が枝、藤が尾、私市山手、松塚、南星台、幾野、向井田、青山、天野が原町、星田、星田山手、駅前住宅、妙見東、星田西